

保護者様

大阪府立茨木高等学校

「学校において予防すべき感染症」について

「学校において予防すべき感染症」にり患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止となります。つきましては、下記報告書を医師に記入していただき、登校時に担任へ提出してください。

【学校において予防すべき感染症 学校保健安全法施行規則より】

	対 象 疾 病	出席停止となる期間の基準
第二種	インフルエンザ（＊別紙、保護者記入の報告書で可）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後、2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（＊別紙、保護者記入の報告書で可）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで
	その他の感染症	流行の状況に応じて、学校医と相談

報告書

年 組 番 生徒名

病名

出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

学校への指示事項など

[]

令和 年 月 日

医療機関名

医師名